

書 評

『ドイツ帝国の成立と東アジア

—遅れてきたプロイセンによる「開国」—』〔鈴木楠緒子著〕

(ミネルヴァ書房, 2012年)

『プロイセン東アジア遠征と幕末外交』〔福岡万里子著〕

(東京大学出版会, 2013年)

辻 朋季

2011年という年は、東日本大震災という未曾有の災害の発生した年として、また私たちの価値観・世界観を根本的に問い直す契機となった年として、今後も否応なく歴史に刻まれてゆくことであろう。そのインパクトの陰で、実はこの年に、徳川幕府とプロイセンが修好通商航海条約（以下「日奉条約」と略）を締結（1861年）して150年を迎えたことを祝し、「日独友好150年」の名のもとに数々の文化的・学術的行事が開催されていたことは、一部のドイツ研究者を除いてもはあまり顧みられていない。近年ではさらに、原子力政策や外交政策をめぐる両国のスタンスの違いを反映してか、長年友好関係を培ってきたパートナーへの関心が日独双方において薄れてきてているように感じられる。

このような状況であるからなおのこと、日独外交史の黎明期にあたる日奉条約締結当時の歴史的状況を詳らかにしようとする意欲的な著作が、立て続けに2冊も刊行されたことの意義は大きい。その2冊とは、鈴木楠緒子氏の『ドイツ帝国の成立と東アジア—遅れてきたプロイセンによる「開国」—』（2012年10月）と、福岡万里子氏の『プロイセン東アジア遠征と幕末外交』（2013年3月）である。いずれも、日奉条約の締結を求めて来日したプロイセンの外交団（以下PEOと略⁽¹⁾）、いわゆる「オイレンブルク使節団」（鈴木）ないし「プロイセン東アジア遠征」（福岡）を主な考察対象とした歴史学の研究成果である。

(1) この外交団の当時の名称は、福岡氏が採用している „Preußische Expedition nach Ostasien“ であるが、現在では通称として、鈴木氏の用いた „Eulenburg-Mission“ も使われている。福岡氏は原語に忠実に「プロイセン東アジア遠征」の訳語を使用しているが、実際にはこの遠征が、植民地の探索も兼ねた「世界遠征」であった点にも注意が必要であろう。他方で鈴木氏は、一行が所謂「砲艦外交」を行使できるほどの軍事力を有していないかった点を著書の中で繰り返し述べており（この点は福岡氏も認めている）、おそらくこれを理由に、軍事的な意味合いの強い「遠征」ではなく「オイレンブルク使節団」と表記したものと思われるが、彼らを「岩倉使節団」などと同じ「使節団」という名称で呼ぶのが適切かと言うと疑問が残る。これらの点も踏まえた上で、本書評においては、福岡氏が用いたPEOという略号を便宜的に用いることとしたい。

両著作とも、日本とプロイセンの間の通商条約の締結（1861年）という、幕末外交史上でもドイツ近代史上でも副次的な事象として扱わがちなテーマを、2国間の枠組みに囚われないグローバルな視点から扱っており、その着眼点の斬新さは注目に値する。日清条約の締結過程を、従来型の日独交流史にありがちなエピソードとして扱うのではなく、プロイセンやハンザ諸都市の対東アジア政策という観点からの対日（及び対華・対シャム）条約の意義を考察しているほか、PEOの派遣や条約締結交渉に関するプロイセン本国や各国（イギリス、アメリカ合衆国、オランダ、フランス、清国、シャムなど）の動向にも目を配り、PEOを多角的に捉えているという点でも、鈴木、福岡両氏の功績は大きい。

とはいっても2つの著作は、いずれもPEOを主たる考察対象としているながら、テーマ設定や分析方法、典拠とする一次資料の違い等により、それぞれ異なった成果を上げるに至っている。鈴木氏は、PEOを派遣したドイツの国内事情に目を向け、とりわけドイツ国民運動の主要な担い手として世論をリードしていた自由主義勢力の動向に注目する。そして彼らの意見を汲み上げていた自由主義系の二つの新聞、即ちアウクスブルク新聞とケルン新聞の報道記事を読み込みながら、PEOの持つドイツ近代史上での意義を明らかにしている。「黒船」来航に代表される、日本にとっての「ウェスタン・インパクト」の対概念として、ドイツにとっての「イースタン・インパクト」を措定する鈴木氏はまた、PEOの派遣を統一国家形成期におけるドイツ（プロイセン）にとっての「初の小ドイツ主義的対外事業」と位置付けるという、斬新な解釈を提示している。

この関連で鈴木氏はさらに、ハンブルクが清朝との通商条約により獲得した領事裁判権をめぐる問題点にも言及し、ハンザ諸都市が独自に有した領事設置権の下で、現地駐在の商人が領事を兼務するという慣習のもたらす弊害が顕在化していく過程と、その帰結としてハンザ都市の外交権がプロイセン主導のナショナルな外交政策（専門の外交官による領事業務）へと回収されていく様子を描き出している⁽²⁾。このように鈴木氏は、PEOの派遣や成果だけでなく、条約締結後の中独関係にも考察対象を拡大しており、条約の運用面でもプロイセン主導の小ドイツ主義的な国民国家形成が進行する様子を描き出している。

この領事裁判権の運用をめぐる問題は、ヨーロッパと非ヨーロッパ世界との

(2) PEOは、ドイツ関税同盟諸国とハンザ都市のブレーメン・ハンブルク・リュベック、それにメクレンブルク・シュトレリツとメクレンブルク・シュヴェリーンの両公国からも通商条約の締結を委託されていたが、日本と条約を締結できたのはプロイセンのみであった。これに対し清国においては、PEOは委託された上記のドイツ諸邦との条約締結に成功しており、これにより清国においてハンブルク独自の領事設置権が認められることになった。

外交史を再考する上でも重要な視座を提供している。領事裁判権と言えば、その治外法権的な側面が強調され、これを非ヨーロッパ世界に強要した西洋列強の植民地主義的態度や、非西洋世界がそれにより被った不利益が論じられることが多かった。しかし鈴木氏の分析は、実はこの権利を有した西欧列強の側に、これを適確に運用するための人的・制度的基盤が備わっていなかったという問題点を浮き彫りにしている。しかもこうした知見が、「朝鮮南延君陵墓盗掘事件」に関する史料の分析から得られたという点も、読者の興味を引き立てる要素になっている。その詳細は氏の著書に詳しいので割愛するが、裁判権を行使すべき（行使できる）領事自身が裁かれねばならない立場に立つという倒錯した事態が生じ得る、という領事裁判権の制度矛盾を知る上で、またそれによりハンザ都市独自の領事設置権が失われていく過程を知る上でも、この事件は示唆的である。

次に福岡氏の『プロイセン東アジア遠征と幕末外交』であるが、同書は日清条約締結交渉に際しての西洋各国の駐日外交団の「連帶」や利害対立、各本国政府の対日方針や幕府の対外政策の変遷、幕府の交渉担当者のドイツに対する理解・誤解などについて、多言語にわたる膨大な資料を読み込んで多面的かつ網羅的に実証した出色の労作である。日清条約が糺余曲折（ここには幕府側交渉担当者の堀利熙の自殺や通訳ヒュースケンの暗殺も含まれる）を経て締結されるまでの交渉過程のみならず、その前段階として、いかにして交渉のテーブルが設けられるに至ったのか、といったバックグラウンドも押さえられており、奥行きのある著作となっている。

福岡氏の研究では、PEO の派遣が、所謂「安政の五カ国条約」締結に直接触発されたことによるものではなく、派遣の決定は既にそれ以前になされていた点など、PEO に関する基本的な史実の立証に加え、「安政の五カ国条約」の前年に結ばれた「日蘭追加条約」の草案の重要性も提起されている。福岡氏によれば、この追加条約には（後に大幅な修正により条文からは削除されたもの）、草案段階では諸外国に自由貿易への門戸開放を含意する条項があったという。つまり幕府は1858年の日米条約よりも前に、鎖国方針の大幅な転換と対外貿易の解禁を認める姿勢を見せた（と少なくとも西洋列強には解された）ことになり、これが後のポルトガルとの、ひいてはプロイセンとの条約交渉に道を拓くものでもあったとの指摘は示唆に富む。さらにこの関連で、なぜプロイセンよりも先に日本を訪れたベルギー、スイスの使節団が通商条約締結を拒まれ、ポルトガルとプロイセンがこれに成功したのかについても合理的な説明がなされており、非常に興味深い。

条約交渉の背景となったこれらの外的条件の提示に加え、福岡氏はまた、来日後のPEOに日享条約の締結を強く促した直接的要因として、イギリス（駐日公使オールコック）がいわば幕府をそそのかして布告させた「非条約締結国民の上陸禁止令」（1860年）と、それにより生じたドイツ系商人の国外退去問題を挙げている。イギリスは、自由貿易主義を標榜しつつも、非条約締結国民が日英条約に便乗して貿易に参入すること妨げようと画策し、幕府に働きかけてこの禁令を布告させている。その結果、横浜に拠点を構えて貿易に従事していたドイツ系商人が国外退去の対象となってしまい、日享条約の早期の成立が彼らにとっても、オイレンブルクにとっても、焦眉の課題となつたというのである。このように、日英関係の分析からも日享条約成立の背景に迫る、という新しいアプローチも福岡氏の強みであると言えよう。

さらに、前述の「日蘭追加条約」の草案を機に一度は「開国」を目指しながら、再び「祖法」即ち鎖国政策（貿易相手の限定）への回帰を試みた幕府にとって、日享条約が、新規の条約締結を凍結するために止むを得ず結ばれた条約、いわば「再鎖国化」を前にした「最後の」通商条約（となるはず）であった点も見逃せない。従来の学説では、日享条約は主に、開市開港時期の延期を諸外国に認めさせることを交換条件として、幕府側の譲歩により成立したものと解釈されてきた⁽³⁾。もちろんこれが日享条約を締結に導いた要因の一つであることは間違いないが、福岡氏の分析からは、これにとどまらない多種多様な要因・遠因も提示されている。これらの成果は今後、日享条約締結についての背景的知識の基層を成すものとなるだろう。

最後に、これらの研究成果を踏まえた上で今後の課題を展望してみたい。まず鈴木氏の研究だが、今回はPEOのドイツ近代史上における意味付けが優先されたために、ドイツ一国の（ナショナルな）歴史学の枠組みでの議論にとどまってしまった点がやや残念に思われた。今後は、例えば他の欧米列強諸国とプロイセンの「イースタン・インパクト」の共通点や相違点、また東アジアにおける「ウェスタン・インパクト」と西洋の「イースタン・インパクト」の影響力や規模の比較・対照など、PEOの持つより多元的な意味合いにも目を向けてはどうだろうか。また「朝鮮王陵墓盜掘事件」をめぐっては、事件が提起したのは、何も領事裁判権の運用上の問題という、西欧列強側にとっての影響だけではないはずである。韓独の交流がかくもセンセーショナルな（そして「罰当たりな」）事件、即ちドイツ商人才ッペルトが通商関係の樹立を図って李

(3) 例えば、宮永孝『文久二年のヨーロッパ報告』（新潮社、1989年）、12頁。

氏朝鮮に密入国し、南院君（大院君の父）の墓を暴くという狼藉行為により幕を開けた以上、その後の両国関係史の視点からの考察や、朝鮮半島における対ドイツ認識の分析なども重要なだろう。

福岡氏の研究に関しては、氏も述べているように、条約締結後の日独関係に関する考察や、幕府とオイレンブルクとを仲介して日李条約の交渉開始へと導いた駐日米国公使ハリスの対日姿勢の解明が、今後の課題となるだろう。加えてさらなる考察が望まれるのは、幕府の開市開港の延期交渉の「最大の障害」⁽⁴⁾と氏が形容した駐日英國公使オールコックの、その後の対日姿勢との整合性である。彼は開市開港時期の延期に同意した際、欧洲各国の本国政府の応諾を得るため、という名目で、幕府に遣欧使節の派遣を促している。その結果、所謂「文久の遣欧使節」ないし「竹内使節団」が、欧洲の条約締結先6か国に派遣されているが、イギリスは使節団の派遣に要する運賃をフランスと共同で負担している。日李条約の締結が開市開港問題と密接に関係している以上、日李条約の交渉斡旋を引き受けたアメリカ（ハリス）の影響力の分析もさることながら、開市開港の延期承認を機に幕府の政策に関与していった英（オールコック）・仏（ベルクール）などヨーロッパ勢力の動向も、PEOと関連付けて考察できるのではなかろうか。いずれにせよ、福岡氏が注目するアメリカ本国の対日方針とハリスの実際の行動の齟齬という点は、敬虔なプロテスタンティズムだった彼の博愛主義的な側面⁽⁵⁾を検証するだけでは不十分であるように思われる。

とはいえるこれらはいずれも、両著作の優れた成果を踏まえて、新たな研究の可能性の一端を示したものにすぎない。言い換えれば、上記のような課題や疑問点が提起され得るということは、両氏の研究成果の奥深さやテーマの広がり、インパクトの大きさを裏付けるものもあるだろう。いずれにせよ、両氏の努力の成果がPEO研究に新たな局面をもたらしたことは間違いない。彼らの成果に刺激を受けて、日本の対外交流史に関する研究がますます活発化・多角化すること、またそれによりドイツをはじめ諸外国の様々なパートナーと日本との交流史に対する関心が一層高まるこどもまた、今後大いに期待されるところである。

(4) 福岡万里子『プロイセン東アジア遠征と幕末外交』（東京大学出版会、2013年），211頁。

(5) 福岡『プロイセン東アジア遠征と幕末外交』、366-367頁。